

スニーカービズ 実施要領

平成29年5月26日 健第530号

1 目的

働き盛り世代は日常生活の中で働きながら、運動する機会を確保することが難しく、運動不足の傾向にある。

多忙な日常生活の中でもスニーカー等の歩きやすい靴を着用することで、仕事の合間や、休憩時間等を利用してなるべく歩く機会を確保し、日常の健康づくりに生かしてもらおうことを「スニーカービズ」として、事業所に推奨し、新たな県民運動として実施する。

2 スニーカービズにおけるスニーカーの定義

スニーカーに象徴されるように柔らかい素材やヒールが低い靴で、歩きやすさを重視したもの（ビジネススニーカー含む）。

3 実施主体および実施対象

- ・実施主体：福井県
- ・実施対象：福井県内の事業所

4 実施内容

実施内容は以下の例示を参考に、事業所ごとに「スニーカービズ」の取り組み内容を決め、従業員の健康づくりを推奨する。

〈例示〉

- ・毎日または特定の日（「ノー残業デー」や「プレミアムフライデー」など）を設定し、スニーカービズを実施する。
- ・従業員に対し、ヒールのある靴や革靴の代わりにスニーカー履きでの通勤や勤務を奨励し、階段の積極的な利用、昼休みに散歩することなど、日常の運動量増加を促す。

※ただし、仕事に応じてふさわしい服装をする必要がある場合は、対象者や場所などを考慮して実施することとする。

5 スニーカービズ実践事業所の公表について

- ①スニーカービズ実践事業所は、別紙1の「スニーカービズ実践内容に係る情報提供書」を福井県あて提出するものとする。
- ②①の情報提供を受けて県は、スニーカービズに取り組む事業所を“スニーカービズによる健康づくり実践事業所”として県HPに掲載し、事業所で取り組んでいる健康づくりを広報するとともに、スニーカービズ普及用ポスターを送付する。

6 お問い合わせ先

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

福井県健康福祉部健康増進課 健康長寿推進グループ

電話：0776-20-0352 FAX：0776-20-0643

e-mail:kennzou@pref.fukui.lg.jp